

適用日以後に実施する、又は実施した会議等に係る食糧費の支出に関する行政文書の開示請求に対する取扱いについては、次のとおりとする。

記 載 事 項		区 分
会議等の名称		原則開示
開催目的		原則開示
開催場所		開 示
実施日時		開 示
出席者数		開 示
出席者	公務員の所属名、職名及び氏名	開 示
	私人の所属名、職名及び氏名	原則開示
債権者	住所、名称、印影等	開 示
	口座番号及び口座名義人	原則開示
支出金額及び支出内訳		開 示

備考

- 1 出席者のうち「私人の所属名、職名及び氏名」については、平成13年4月1日以後に作成又は取得した行政文書については、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として原則開示とする。また、平成13年3月31日以前に作成又は取得した公文書については、旧条例第8条第2号ただし書口の「実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報」として原則開示とする。
- 2 「会議等の名称」及び「開催目的」（相手方が識別され得るもの又は具体的な協議内容が推測され得るものに限る。）並びに出席者のうち「私人の所属名、職名及び氏名」については、事務事業の執行のために必要な事項について内密の協議を目的として行われた打合せ等であって、開示することにより、交渉上の秘密や相手方との信頼関係の維持が損なわれるおそれがある場合などに限り、条例第7条第6号又は旧条例第8条第8号の規定により、その全部又は一部を開示しないことができる。
- 3 前項の場合に該当し得るものの例としては、次のようなものがある。
 - ア 企業誘致活動や主要事業の推進に係る地元関係者、関係企業等との打合せ
 - イ 用地交渉等に係る地権者等との打合せ
 - ウ 人材獲得に係る関係者等との打合せ
- 4 債権者のうち「口座番号及び口座名義人」については、請求書等に記載されている場合は、債権者が内部限りの情報としての管理をしていないと認められるため、原則として開示する。ただし、相手が熊本県であるからこそ債権者が特別に提供したなど特段の事情がある場合には、開示しない。

熊本県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	267号	人吉市西間上町字園田 同所 2352番3地先から 字小永野 2345番2地先まで	前	6.3 ～ 22.4	348.0	国 交 安
			後	13.8 ～ 28.9	348.0	
				8.0 ～ 8.0	60.0	